

第 5 号

令和2年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度熊本県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和3年度 ～令和7年度	千円 6,275
	年次別内訳	
	令和3年度	1,255
	令和4年度	1,255
	令和5年度	1,255
	令和6年度 令和7年度	1,255 1,255
企業局所有施設等管理業務	令和3年度 ～令和5年度	48,730
	年次別内訳	
	令和3年度	14,179
	令和4年度 令和5年度	18,751 15,800
緑川第三発電所水車発電機等整備事業	令和3年度 ～令和4年度	300,531
	年次別内訳	
	令和3年度 令和4年度	 300,531

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫